

「ブリッジにいがた」POP UP コーナー利用規定

(目的)

第1条 この規定は、東京・日本橋にある新潟のアンテナショップ「ブリッジにいがた」(以下、「ブリッジにいがた」という。)POP UP コーナーの利用に関し必要な事項を定め、ブリッジにいがたで実施されるイベント等を通して新潟の魅力を発信することを目的とする。

(運営者)

第2条 この規定において、ブリッジにいがたおよびPOP UP コーナーの運営者は、株式会社ブリッジにいがた(以下、「運営者」という。)とする。

(申請者)

第3条 この規定において、申請者とは、ブリッジにいがたPOP UP コーナーにおいてイベントを実施する者をいう。

(POP UP コーナー)

第4条 POP UP コーナーは、ブリッジにいがた内の最大20㎡とし、利用場所は運営者が申請者の希望やイベント申請内容等を勘案のうえ指定する。ただし、使用面積については運営者との協議に基づき必要と認められた場合は、この限りではない。

(利用期間)

第5条 POP UP コーナーの利用期間は、1回の申請につき原則として火曜日を除く5日間の利用とする。ただし、運営者との協議に基づき必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用時間)

第6条 POP UP コーナーの利用時間は、10時30分から19時00分までの間とする。ただし、設営及び撤去作業等のため運営者との協議に基づき必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用資格)

第7条 POP UP コーナーを利用できる者は、第1条に定める目的に寄与するイベントを実施する者で、次の各号に該当する者とする。ただし、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等反社会勢力に属する者は除く。

- (1) 新潟県内の自治体、観光協会等の公益的又は公共的団体
- (2) 新潟県産品を生産、製造、加工又は販売をしている県内に事業所を有する企業、団体、個人

- (3) 新潟県の観光、文化的、芸術的な情報発信を行う企業、団体、個人
- (4) その他(1)～(3)に準ずる者で、運営者に認められた企業、団体、個人等

(実施できるイベント)

第8条 ブリッジにいがた POP UP コーナーにおいて実施できるイベントは、新潟の観光宣伝、物産宣伝、その他新潟の魅力や技術力等を発信する活動を通じ、新潟のイメージアップに寄与するイベントとする。

(利用料金等)

第9条 POP UP コーナーの利用料金については以下のとおりとする。

(1)商品販売を行う場合

- ・ 原則、無料とする。ただし、5日間の合計売上高が税抜150,000円未満の場合、下記の利用料金を別途徴求する。

売上高 (税抜)	利用料 (税込)
150,000円未満	9,900円
120,000円未満	19,800円
90,000円未満	29,700円
60,000円未満	39,600円
30,000円未満	49,500円

- ・ また、販売は運営者のレジを使用し、イベント当日に販売した数量を一定の掛け率で運営者が仕入ることとする。掛け率については運営者との個別協議により決定する。

(2)商品販売を行わない場合

- ・ 商品販売を行わない場合は、税込264,000円(5日間)とする。ただし、キャンペーン等により特別料金を適用する場合は、この限りでない。

(3)イベント開催期間が5日間以外の場合

- ・ (1)(2)ともに運営者が個別に利用料金を提示する。

(4)支払

- ・ イベント終了後、運営者からの請求書に基づき、振込にて支払う。

(申請者に対する助言)

第10条 運営者は、申請者に対しイベントをより効果的なものとするため必要に応じて助言等を行うことができる。

(イベントの広報)

第11条 イベントの実施にあたっての広報は、運営者と申請者が連携して行うものとする。

(出展申込等)

第 12 条 POP UP コーナーを利用する者は、原則、イベント実施の 3 ヶ月前まで「POP UP コーナー出展申込」フォーム (<https://5e813a22.form.kintoneapp.com/public/popup>) より申込申請を行う。

2. 運営者は、前項の申請が適当であると認められる場合には、申請者に利用を承認する旨の通知を行う。

3. POP UP コーナーの出展希望日が他の申請者と重複した場合は、原則、先着順とするが、必要に応じて運営者が日程の調整を行う場合がある。

(利用の不承認)

第 13 条 運営者は、申請に基づく利用が不適切と判断される場合は、前条の申請を不承認とし、その旨申請者に通知する。

(承認内容の変更)

第 14 条 申請者は、承認の通知を受けた後、イベントの中止や内容・利用期間等の変更を行う場合は、速やかに運営者に報告しなければならない。

(申請者の責務等)

第 15 条 申請者は、イベントの適正な実施運営の確保と来店者の安全かつ快適な利用を第一とし、善良な管理義務をもって利用するものとする。

2. イベントの実施に伴う申請者の責めに帰すべき事由による事故及び損害については、申請者の責任において処理するものとする。

(利用上の条件、遵守事項)

第 16 条 POP UP コーナーの利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請者は、POP UP コーナーを利用する際、原則としてイベント内容の説明等に従事する説明員を配置する。

(2) 搬入・搬出及びイベントの開催、運営に要する費用等は、申請者負担とする。

(3) POP UP コーナーの利用については、原則としてブリッジにいがたの営業時間中はイベントを実施しなければならない。

(4) POP UP コーナー利用範囲区域外にはみだりに立ち入らないこと。また、POP UP コーナー利用範囲区域についても、運営者が承認した時間以外では利用しないこと。

(5) 運営者が承認した利用目的及び利用方法以外では利用しないこと。

(6) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

(7) POP UP コーナー及びその付属設備を毀損し、又は汚損しないこと。

- (8) 喫煙、飲酒、そのほか他者に迷惑をかけるおそれのある行為又は公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (9) 利用後は、必要に応じて片付け、清掃等を行い、利用に伴って発生した廃棄物は適正に処理し、利用前の状態に復した上で、運営者の確認を受け、その指示に従うこと。
- (10) 食材・食品を試食・販売する場合の衛生管理については、運営者の指示に従うこと。
- (11) その他 POP UP コーナーの適正な利用・管理を図るため、運営者の指示に従うこと。

(利用停止)

第 17 条 運営者は申請者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、POP UP コーナーの利用の承認を取り消す又は利用を停止させることができる。この場合においても、申請者は第 9 条に定めるところにより利用料金を負担するものとし、当該停止により申請者又は第三者に損害が生じたときも、それについて運営者は一切の責任を負わない。

- (1) 虚偽又は事実と異なる内容の申込みにより、利用の承認を受けたとき。
- (2) 前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。

(賠償責任)

第 18 条 申請者は、POP UP コーナーの利用に当たり、POP UP コーナー及びその付属設備を毀損し、又は汚損したとき、運営者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

附則 この規定は、2024 年 7 月 4 日から施行する。